

尾花沢市通学路交通安全対策プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成27年9月

尾花沢市通学路交通安全対策推進会議

1. プログラムの目的

児童・生徒の通学路における安全な登下校を目指し、道路の環境面の整備を進めることは大変重要なことです。

平成24年4月以降、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、文部科学省、国土交通省及び警察庁の3省庁が連携し、通学路における交通安全を一層確実に確保するために、平成24年8月に各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を行い、必要な対策について関係機関で実施してきました。

引き続き、小学校区における通学路の安全確保に向け必要な対策をそれぞれ所管する機関で進めてはありますが、それぞれの情報を共有し連携しながら取り組むことが大切です。このようなことから、通学路の安全点検や対策の改善・充実等の取り組みを着実かつ効果的に実施するために、通学路の交通安全確保に向けた基本的な方針として、関係機関との協議を踏まえ「尾花沢市通学路交通安全プログラム」を策定するものです。

今後は、本プログラムに基づき、関係各機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように継続的に通学路の安全確保に取り組みます。

2. 尾花沢市通学路交通安全対策推進会議の設置

このプログラムに基づく、通学路の安全点検や対策の改善・充実等の取り組みは、継続的に実施する必要があるほか、関係機関が必要な情報を交換するなど、情報の共有を図り、連携して取り組むことが必要であることから以下の関係各機関の職員をメンバーとする「尾花沢市通学路交通安全対策推進会議」を設置します。

- ・尾花沢警察署
- ・国土交通省山形河川国道事務所
尾花沢国道維持出張所
- ・山形県北村山道路計画課
- ・尾花沢地区交通安全協会
- ・尾花沢市PTA連合会
- ・尾花沢市小・中学校
- ・尾花沢市区長会
- ・尾花沢市建設課
- ・尾花沢市市民税務課
- ・尾花沢市教育委員会

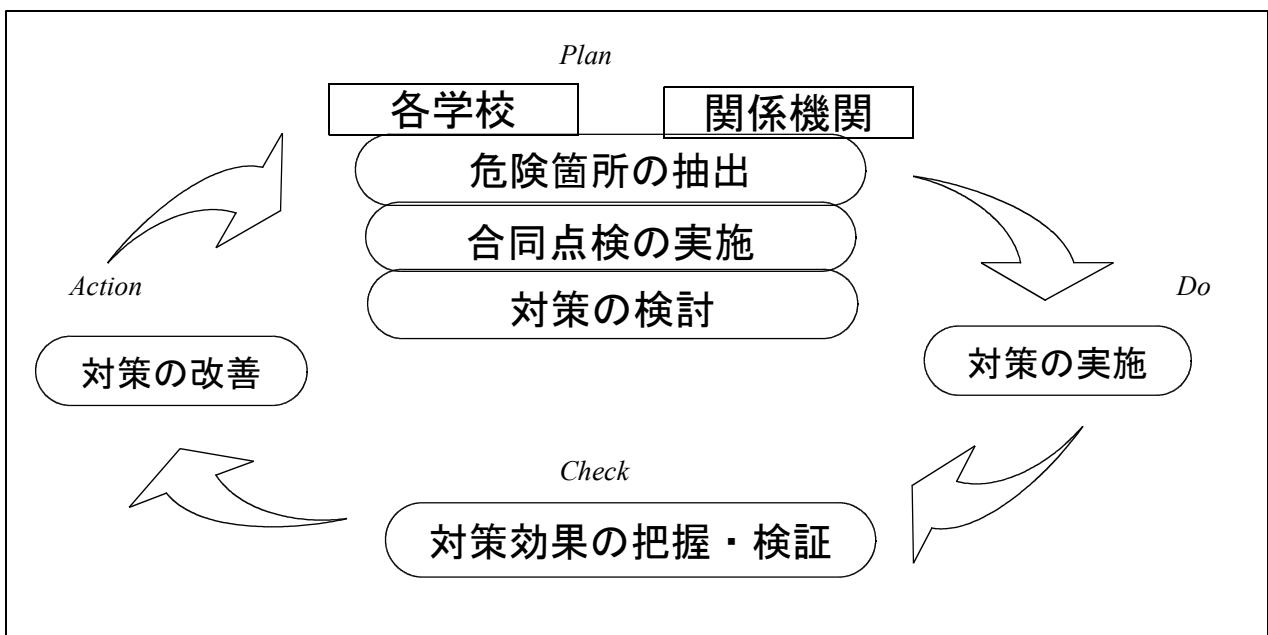
3. 取組方針

(1) 基本的な考え

継続的な通学路の安全確保のため、危険箇所について関係各機関による合同点検、対策の検討を行い、点検結果に基づく対策の実施し、対策実施後の効果把握を行い対策の改善を図ります。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図ります。

【通学路安全確保のためのPDCAサイクル】



(2) 定期的な合同点検の実施

通学時における交通安全の確保を図るためには、現状を正しく把握することが必要であることから、定期的に関係機関との合同による通学路の安全点検を実施します。

○合同点検の回数と実施時期

- ・市内の小中学校区において、それぞれ年に1回実施します。実施時期は、春～夏にかけて実施します。また、降積雪期については、降雪状況を見ながら、必要であると認められた場合に実施します。

○合同点検の内容と体制

- ・合同点検は、各小中学校区で危険箇所を事前に抽出してもらい実施します。
- ・合同点検を効率的かつ効果的に実施するため、必要に応じ重点課題を設定

したうえで実施します。

- ・ 合同点検は小学校毎に学校、警察、道路管理者、市役所関係部局、教育委員会の参加で実施します。合同点検の結果、現地において対策の検討を行います。

(3) 対策の検討

合同点検の結果、対策の必要性が明らかになった箇所については、それぞれの箇所ごとにハード面の対策に加え、ソフト面についても検討していきます。

【対策の一例】

【ハード面の対策】	【ソフト面の対策】
<ul style="list-style-type: none">・ 路面標示や標識の設置 (劣化防止 再標示)・ 路肩のカラー化・ 横断歩道や歩道の新設・ 危険ながけ、窪地や段差等の解消・ 路線バス・スクールバス停の移動・ 転落防止等柵の設置・ 信号機の設置、改良・ その他必要と認められるもの	<ul style="list-style-type: none">・ 通学路の変更・ 職員、保護者や見守り隊の活動強化・ 児童生徒への交通安全教育強化・ 交通指導・取り締まりの強化・ その他必要と認められること

(4) 関係者連携

対策の実施にあたっては、その対策が円滑に進められるように関係者間での情報を共有するなど、連携を密にして取り組みます。

(5) 対策効果の把握

対策を実施したときは、実際に期待した効果が上がっているか、また、生徒等が安全になったと感じているかを確認するために、学校やPTA等を対象にした聞き取りやアンケート調査を実施するなど対策実施後の効果を把握するための手法を検討し、対策効果の把握を実施します。

(6) 対策の改善・充実

対策の実施後においても、合同点検や対策効果の把握の結果を踏まえ、対策内容の改善・充実を図ります。

4 対策箇所一覧表の公表

小学校毎の点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために、小学校ごとの「対策一覧表」を作成し公表します。